

令和5年度 第1回 通学区域審議会 資料

守谷市教育委員会学校教育課

1. 本審議会の位置づけと取組の全体像

(1) 本審議会の位置づけ

この審議会は「守谷市通学区域審議会条例」に基づき、市立小中学校通学区域の適正化を期するため、教育委員会の諮問機関として設置するもの。

今回は、まず人口増加に伴う黒内小学校の過大規模化への対応策、次に全市立小中学校の適正規模及び適正配置についての検討を行う予定。皆様の任期はこの2つの諮問に対し答申を出すまでとなり、令和6年度末までを予定している。

(2) 取組の全体像と全体スケジュール

まず、現状で過大規模化が喫緊の課題となっている「黒内小学校への対応策」について優先的に検討を行っていく。並行して、市立小中学校の適正規模・適正配置に関する検討を進め、令和6年度中に、「守谷市学校適正配置基本方針」を策定する。なお、全体的なスケジュールは、以下を想定している。

項目	令和5年度				令和6年度			
	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月
【黒内小学校についての検討】								
1	6年度の対応策の検討	→ ● 第1回答申						
2	上記対応策の実施手続き		→					
3	7年度以降の対応策の検討		→ ● 第2回答申					
4	上記対応策の実施手続き					→		
【市立小中学校の適正配置についての検討】								
1	市民意向の把握(アンケート)	→						
2	人口推計(再実施)	→						
3	現状分析・課題の整理		→					
4	基本的考え方の整理			→				
5	学校ごとの対応方針の検討			→				
6	適正配置パターンの検討			→				第3回答申
7	学校適正配置基本方針の策定					→ ●		

2. 市立小中学校の現状

(1) 小学校

- 9つの市立小学校の中で最も規模が大きいのは黒内小学校【赤字】で、2023年5月1日現在で全学年合計の児童数は1,175人、学級数は44学級（特別支援学級を含む。以下同様）となっている。施設面で使用可能な教室数は45であり、現時点でぎりぎりの状況にある。
- 逆に最も少ないのは大野小学校【青字】で、児童数は149人、学級数は8学級となっている。
- 国の指針による「小学校の適正規模」は12～18学級（1学年当たり2～3学級）であり、この基準からすると、黒内小学校と守谷小学校、松ヶ丘小学校は適正規模を上回る大規模校に該当する。特に黒内小学校は、基準を大きく上回っており「過大規模校」といえる。
- 一方で、大野小学校と高野小学校は、適正規模に達しない小規模校に該当する。郷州小学校と松前台小学校も、通常学級のみでは適正規模の範囲を下回っている。

◇小学校の児童数・学級数（2023年5月1日現在）

■児童数（単位：人）

	小学校	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	特別支援	合計
1	大井沢小学校	66	57	76	58	54	69	380	30	410
2	大野小学校	23	24	26	22	18	27	140	9	149
3	高野小学校	33	25	28	32	33	48	199	14	213
4	守谷小学校	92	125	115	124	137	133	726	37	763
5	黒内小学校	224	212	199	171	166	150	1,122	53	1,175
6	御所ヶ丘小学校	36	44	49	41	50	55	275	14	289
7	郷州小学校	45	36	49	36	41	40	247	17	264
8	松前台小学校	35	42	43	45	49	48	262	20	282
9	松ヶ丘小学校	83	86	93	90	111	113	576	27	603
	計	637	651	678	619	659	683	3,927	221	4,148

■学級数（単位：学級）

	小学校	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	特別支援	合計	使用可能 教室数
1	大井沢小学校	2	2	3	2	2	2	13	5	18	22
2	大野小学校	1	1	1	1	1	1	6	2	8	8
3	高野小学校	1	1	1	1	1	2	7	2	9	19
4	守谷小学校	3	4	4	4	4	4	23	6	29	34
5	黒内小学校	7	7	6	5	5	5	35	9	44	45
6	御所ヶ丘小学校	2	2	2	2	2	2	12	2	14	20
7	郷州小学校	2	2	2	2	2	1	11	3	14	22
8	松前台小学校	1	2	2	2	2	2	11	4	15	18
9	松ヶ丘小学校	3	3	3	3	4	4	20	5	25	22
	計	22	24	24	22	23	23	138	38	176	210

(2) 中学校

- 4つの市立中学校の規模を比較すると、小学校のような大きな開きはない。生徒数は、最も多い御所ヶ丘中学校が578人で、その他の3校は400人台となっている。
- 中学校に関する国の指針でも、適正規模は12~18学級(1学年当たり4~6学級)となっており、通常学級のみで考えると、4校ともこの基準内におさまっており、適正規模だといえる。特別支援学級を加えると、御所ヶ丘中学校と愛宕中学校は大規模校となる。

◇中学校の生徒数・学級数(2023年5月1日現在)

■生徒数(単位:人)

	中学校	1年	2年	3年	小計	特別支援	合計
1	守谷中学校	164	133	124	421	5	426
2	愛宕中学校	151	151	165	467	26	493
3	御所ヶ丘中学校	191	180	186	557	21	578
4	けやき台中学校	128	148	143	419	11	430
	計	634	612	618	1,864	63	1,927

■学級数(単位:学級)

	中学校	1年	2年	3年	小計	特別支援	合計	使用可能 教室数
1	守谷中学校	5	4	4	13	2	15	22
2	愛宕中学校	5	5	5	15	4	19	24
3	御所ヶ丘中学校	6	6	6	18	4	22	25
4	けやき台中学校	4	5	5	14	2	16	18
	計	20	20	20	60	12	72	89

【市立小中学校の規模についてのまとめ】

○市立小学校9校の児童数は、学校により差異が大きい。国の基準から外れた大規模校と小規模校があり、今後対策を講じていく必要がある。その中でも黒内小学校は極めて規模が大きく、施設面でみても教室数がぎりぎりの状況にあり、早急な対応が求められる。

○市立中学校は市立小学校とは異なり、4校の規模に大きな差異はなく、全校とも概ね適正規模にある。

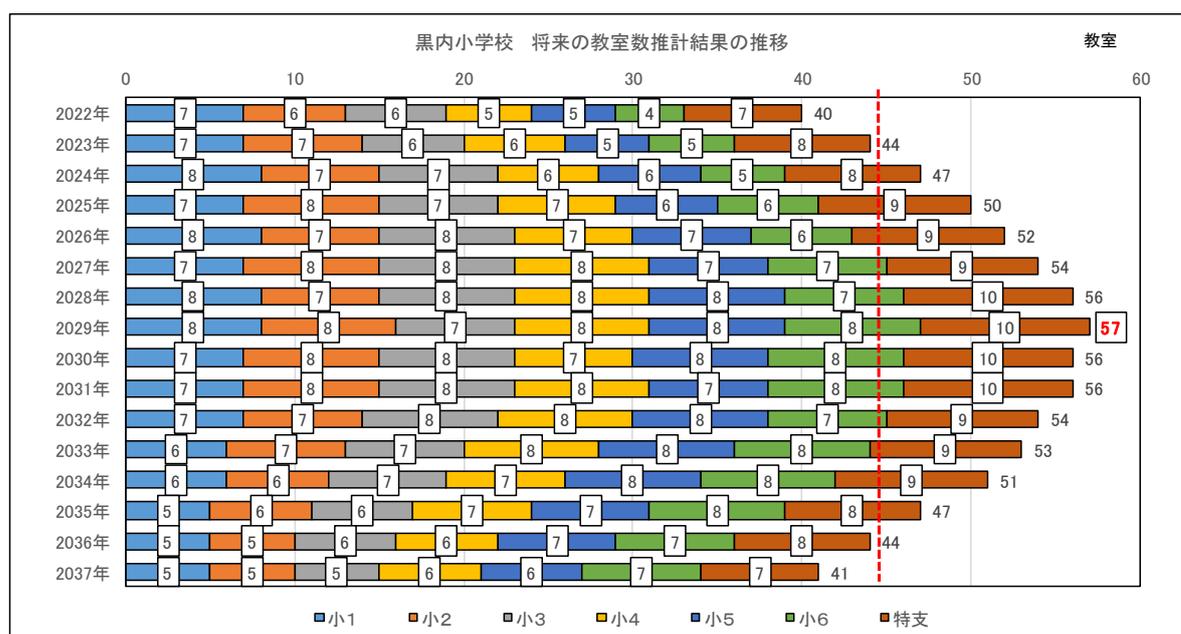
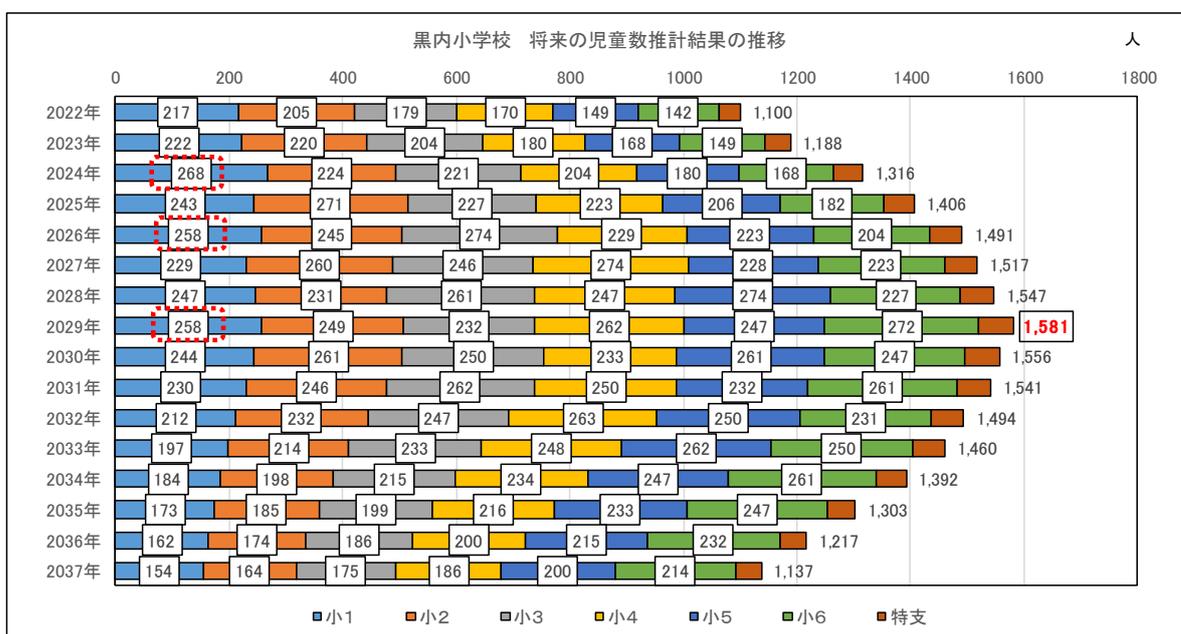
3. 黒内小学校への対応について

(1) 児童数と教室数の現状と将来推計結果

- ・昨年度実施した推計（※）によると、児童数は 2023 年の 1,188 人から 2029 年の 1,581 人まで増加を続け、その後は急速に減少していく。
- ・学級数もこの動きに合わせて、2029 年の 57 教室まで増加を続ける。来年度には現在の施設の使用可能教室である 45 教室では収まらなくなることが想定されている。

（※）2022 年 5 月 1 日を基準とした推計。直近の 2023 年 5 月 1 日のデータを使用した新しい推計を今後実施予定であり、9 月頃完了予定。今回提示した推計から、若干の差異が生じる見込み。

◇黒内小学校の児童数・学級数の推移（2023 年までは実績値、以降は推計値）



(2) 想定できる対応策の長所・短所

近年、黒内小学校では、学区内の転入世帯の増加により児童数の増加が続いている。こうした動きに対応するために、市では学区の一部変更、利用可能な教室数の増加（特別教室の普通教室への転用、分室やパーテーション工事等による特別支援教室数の増加等）を行ってきたが、こうした対策では限界があり、来年度には教室数の不足が避けられない状況となっている。児童が来年度に、しっかりとした環境で教育を受けることができるよう、黒内小学校の過大規模対策を早急に講じていく必要がある。

考えられる対応策を「施設側」（教室の供給という面）と、「児童側」（児童の通学先という面）の2つの視点から分けてみると、以下のように整理できる。

施設側（教室の供給）に関する対応	児童側（通学先）に関する対応
① 学校の新設 ② 現在の学校内での施設の増築 ③ 現在の学校内施設の有効活用 ④ 近隣中学校との一部一体化	⑤ 学区の変更-1（学区の線引きの見直し） ⑥ 学区の変更-2（通学手段の工夫による変更） ⑦ 特定地域選択制度の導入 ⑧ 学区以外からの通学（現在認可）の見直し ⑨ 教育特例校制度の導入

【施設側に関する対応】

①学校の新設 ～ 近隣地域に新たな学校を新設する

長所	・児童数の増加という課題に、直接的に対応できる
短所	・土地の確保と建物の建設のために、相当多額のコストがかかる ・建設工事に一定期間がかかるため、来年度からの対応策にはならない ・将来的に児童数の減少が見込まれており、余剰施設となる

②現在の学校内での施設の増築 ～ 学校の敷地内に新たなプレハブ校舎を新設する

長所	・児童数の増加という課題に、直接的に対応できる
短所	・建物の建設のために、多額のコストがかかる ・敷地にプレハブ校舎を新設するだけの十分な余裕がない ・将来的に児童数の減少が見込まれており、余剰施設となる

③現在の学校内施設の有効活用 ～ 特別教室の普通教室への転用等で活用できる教室を増やす

長所	・比較的少額のコストで、児童数の増加という課題に対応できる
短所	・既に様々な取組を行っており、これ以上の対応を講じる余地はほとんどない ・特別教室の転用（削減）等により、児童が受けるべき教育への影響が出る可能性がある

④近隣中学校との一部一体化 ～ 例えば黒内小の6年生を、近接する守谷中の余裕教室に移す

長所	・児童数の増加という課題に、直接的に対応できる ・小中連携や、将来的な小中一貫校の設置の可能性を検討する機会となる
短所	・小学校全体の一体性が失われる ・黒内小と守谷中、また関係各機関の理解を得て調整を行うのに時間がかかる

【児童側に関する対応】

⑤通学区域の変更-1(学区の線引きの見直し) ～ 黒内小の学区の一部を、隣接する学校の学区に変更する

長所	・コストをかけることなく、課題の解決が図れる
短所	・通学距離(通学時間)が長くなる児童が増える可能性がある ・変更対象地域の保護者の理解を得るのに時間がかかる ・学区の変更により、地域コミュニティの一体性に影響を与える可能性がある

⑥通学区域の変更-2(通学手段の工夫による変更) ～ スクールバス通学の導入等により学区を変更する

長所	・コストをかけることなく、課題の解決が図れる (スクールバスを導入する場合は、相応のコストがかかる)
短所	・通学距離(通学時間)が長くなる児童が増える可能性がある ・変更対象地域の抵抗が大きいことが予想される。保護者の理解を得るのに時間がかかる ・学区の変更により、地域コミュニティの一体性に影響を与える可能性がある

⑦特定地域選択制度の導入 ～ 黒内小学校区を特定地域に指定し、市内の他の小学校への通学を認め、促進する

長所	・コストをかけずに、課題の解決が図れる ・制度の導入手続きが、比較的容易にできる ・大規模校の児童数減少に加え、小規模校の児童数増加にも寄与できる
短所	・希望者数の予測が難しく、また年により増減があるため、対象校の児童数の確定まで時間がかかる

⑧現在認めている学区以外からの通学制度の見直し ～ 今後、学区外から黒内小学校への通学を原則認めない

長所	・コストをかけることなく、課題の解決が図れる ・制度廃止の手続きが、比較的容易にできる
短所	・希望者数の予測が難しく、また年により増減があるため、対象校の児童数の確定まで時間がかかる

⑨教育特例校制度の導入 ～ 小規模校の一部をICT・国際教育などに特色を有する学校とし、通学を促進する

長所	・大きなコストをかけずに、課題の解決が図れる ・大規模校の児童数減少に加え、小規模校の児童数増加にも寄与できる ・先進的取組により、学校の新たな方向性を示すことができ、また市のイメージの高揚が期待できる
短所	・「特例校の設定」のために必要な手続等の対応に時間がかかる ・希望者数の予測が難しく、また年により増減があるため、対象校の児童数の確定まで時間がかかる

※「⑦特定地域選択制度」資料：資料 No.9

「⑧現在の就学校変更基準表」：資料 No.10

(3) 今後の方向性(事務局案)

ここまで、対応可能か否かは考慮せずに9つの対策を提示したが、このうち「①学校の 신설」は、立地場所を探す必要がある上で多額のコストがかかること、竣工までの工期が長いこと、更には将来的な児童数の減少により余剰施設となること、などを勘案すると、現実的ではないといえる。また、「③現在の学校内施設の有効活用」は、既に現有施設の教室としての活用をぎりぎりまで進めており、物理的に不可能である。

この2つを除いた7つについて、「対策による効果」と「対策実施までの迅速性」という2つの切り口からマトリックスを作成すると、次ページようになる。

◇「効果」と「迅速性」を切り口とした、黒内小学校への対応策のマトリックス表

		対策の実施により期待できる効果	
		大	小
対策実施までの迅速性	比較的早くできる	—	⑤-2 学区の変更-1(開発等が決定・予定している区域の見直し) ⑦ 特定地域選択制度の導入 ⑧ 学区以外からの通学(現在認可)の見直し
	ある程度時間がかかる	② 現在の学校内での施設の増築【コスト多額】 ⑤-1 学区の変更-1(学区の線引きの見直し) ⑥ 学区の変更-2(通学手段の工夫による変更)	—
	相当な時間がかかる	④ 近隣中学校との一部一体化 ⑨ 教育特例校制度の導入 (効果については、はっきりとはわからない)	—

全体的にみて、大きな効果が期待できる対応策は相応の時間がかかり、逆に迅速に実施できる対応策は効果が小さい傾向にあり、こうした中で最善の解を模索していく必要がある。

来年度（令和 6 年度）からの実施が可能な取組として「⑤-2学区の変更-1（開発等が決定・予定している区域の見直し）」、「⑦特定地域選択制度の導入」、「⑧学区以外からの通学（現在認可）の見直し」がある。効果がそれほど大きくないかもしれないが、黒内小学校への通学児童の減少への寄与が期待できる。対策の決定までの時間的な制約を考慮すると、「暫定的な取組」として、来年度からのこれらの導入が現実的な方向性だと考えられる。⑤-2については、「恒久的な取組」として中央4丁目に新たに集合住宅が建築されており、また、新守谷駅周辺で予定されている土地区画整理事業についてそれぞれ入居前であれば変更は比較的容易と思われる。ただし、⑦による児童数の減少幅の確定は9月頃になる。この結果を含めても教室数が不足する場合は、更なる検討が必要となる。

令和 11 年（2029 年）まで児童数の増加が続くという推計結果が出ており、令和 7 年度以降は、「抜本的な取組」が必要である。具体的な手法としては「学区の変更（⑤学区の線引きの見直し、⑥通学手段の工夫による変更）」があげられる。児童に通学する際の負担をかけず、また安全性を損なわないような配慮を施しながら、隣接する小学校区との線引きの見直しを、それが難しい場合はスクールバスの利用等、通学手段に工夫を施すことを前提とした学区変更を検討していく。

なお、学区の変更が対象となる学区に居住する児童及びその保護者に与える影響は少なくない。学区単位で既に形成されている地域コミュニティの変更も伴うため、その一体性を毀損する可能性もある。学区変更を実施する際は、その必要性について地域住民に対して丁寧な説明を十分に行い、了解を得るというプロセスをとっていく。

対応策の1つとしてあげられる「②現在の学校内での施設の増築」は、相応のコストが生じるだけでなく、工事中の児童の教育環境にも影響を及ぼすため、極力避ける方向とし、学区変更で対応できないと判断される場合のみ、検討することとする。

また、実現までには時間がかかるかもしれないが、中長期的には今後の学校教育のあり方という面も考慮しながら、黒内小学校の適正規模化にも貢献できる「④近隣中

学校との一部一体化」「⑨教育特例校制度の導入」といった方向性も、検討していく必要があるといえる。

【事務局が想定する黒内小学校への対応策】

○令和6年度は「恒久的な取組」として、「⑤-2 学区の変更-1（開発等が決定・予定している区域の見直し）」また、「暫定的な取組」として、「⑦特定地域選択制度の導入」「⑧学区以外からの通学（現在認可）の見直し」を実施する。

○令和7年度には「抜本的な取組」を行う必要があり、「⑤⑥学区の変更」を実施することとして、そのための準備を早急に進める。なお、やむを得ない場合は「②現在の学校内での施設の増築」の可能性についても検討する。

4. アンケート調査について

- ・今回新たに、「守谷市立小中学校適正配置基本方針」を制定するにあたって、市立小中学生の子どもがいる世帯の保護者、今後小学校に入学する予定の就学前児童の保護者、及び一般市民から、市立小中学校の配置等についての意見を聞くために、アンケート調査を実施する。
- ・アンケート調査の概要は以下のとおり。
 - (1) 実施時期 6月中旬に配付。回収・入力・集計を行い、8月中に結果の取りまとめ
 - (2) 対象数 市立小中学生（小学2.4.6年生、中学1.3年生）の保護者：約3,400人
就学前児童（保育園等通園者）の保護者：約600人
一般市民（無作為抽出）：3,000人 合計：7,000人
 - (3) 設問項目 別紙参照

【設問項目の概要】

- ①学校の適正規模について（小規模/大規模校のデメリット、望ましい対策等）
- ②学校の適正配置について（許容できる通学時間、通学時間が長い場合の配慮等）
- ③その他（一般市民向け：近隣の学校への訪問頻度、学校の役割に関する意識等）
- ④属性（居住地、学校名等～クロス集計の軸とする）

5. 今後のスケジュール

～8月下旬	○第1回審議会の意見を踏まえ、黒内小学校の対応策について検討を進め、関係各所との調整を実施
8月下旬～9月上旬	○第2回審議会 ・令和6年度からの黒内小学校の対応策の方向性について確定 ・アンケート結果（市民の意向）の提示⇒今後の方向性について検討
12月	○第3回審議会 ・黒内小学校を含めた令和7年度からの対応策について検討
令和6年2月	○第4回審議会 ・黒内小学校を含めた令和7年度からの対応策について検討（2）